

白井市犯罪被害者等支援条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、白井市犯罪被害者等支援条例（令和7年条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為による被害をいう。
- (3) 重傷病 療養に1箇月以上の期間を要し、かつ、3日以上労務に服することができない程度の負傷又は疾病をいう。
- (4) 性犯罪 刑法第177条、第179条第2項、第181条第2項及び第241条第1項の罪並びにこれらの罪の未遂罪をいう。
- (5) 市民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者をいう。

2 前項各号に定めるもののほか、この規則における用語の意義は、条例の例による。

(宿泊費用の助成)

第3条 市長は、犯罪被害者等に対して警察が実施する宿泊施設における一時避難措置について、費用の限度まで実施してなお警察が一時避難の必要を認め、引き続き宿泊施設において一時避難を

した場合、当該一時避難に係る宿泊費用について助成するものとする。

- 2 助成の対象となる宿泊費用は、室料とする。ただし、白井市配偶者暴力被害者等緊急避難支援等実施規則（平成15年規則第2号）に基づく緊急一時避難支援により宿泊費の支給を受けることができる場合にあっては、その額を控除した額とする。
- 3 助成の対象となる宿泊の回数は、一の犯罪被害につき1人当たり3泊までとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。
- 4 助成金の額は、1泊につき1人当たり1万円を限度とする。

（一時避難宿泊費用助成金の対象者）

第4条 宿泊費用の助成（以下「一時避難宿泊費用助成金」という）を受けることができる者は、犯罪行為があった日において市民である者とする。

（一時避難宿泊費用助成金の支給申請）

第5条 一時避難宿泊費用助成金の支給を受けようとする者は、白井市一時避難宿泊費用助成金支給申請書（別記第1号様式）に一時避難に要した宿泊費用の額を確認することができる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、犯罪行為があった日から1年を経過したときはすることができない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 第1項の規定による申請は、一の犯罪被害に係る宿泊費用について助成を受けようとする者が2人以上あるときは、代表者が申請を行うものとし、当該代表者に対してした助成は、全員に対してしたものとみなす。

（一時避難宿泊費用助成金の支給決定）

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、速やかに審査の上、支給の可否を決定し、白井市一時避難宿泊費用助成金支給（不支給）決定通知書（別記第2号様式）により通知

するものとする。

（見舞金の種類及び対象者）

第7条 条例第9条の見舞金の種類は、次に掲げるとおりとし、その対象者は、それぞれ当該各号に定める者（犯罪被害を受けた際、警察に被害を申告しており、当該申告の事実が関係機関への照会等により市長が確認できた場合に限る。）とする。

- (1) 遺族見舞金 犯罪行為により死亡した者の遺族である者のうち、次条第2項及び第3項の規定により第1順位となる者であって、死亡した日において市民であるもの
- (2) 重傷病見舞金 犯罪行為により重傷病を負った者であって、犯罪行為があった日において市民であるもの
- (3) 性犯罪被害見舞金 性犯罪による被害を受けた者であって、性犯罪が発生した日において市民であるもの

（遺族見舞金の対象者における遺族の範囲及び順位）

第9条 前条第1号に規定する遺族は、犯罪行為により死亡した者の死亡の時ににおいて、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 犯罪行為により死亡した者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）
- (2) 犯罪行為により死亡した者が生活を維持していた当該犯罪行為により死亡した者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (3) 犯罪行為により死亡した者の生活を維持していた当該犯罪行為により死亡した者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (4) 前2号に該当しない犯罪行為により死亡した者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第2号、第3号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

3 第1項の規定にかかわらず、犯罪行為により死亡した者を故意

に死亡させ、又は犯罪行為により死亡した者の死亡前に、その者の死亡によって遺族見舞金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族見舞金の支給を受けることができる遺族としない。

- 4 前2項の場合において、遺族見舞金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

(遺族見舞金の支給額)

第10条 遺族見舞金の額は、30万円とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該犯罪被害につき、重傷病見舞金又は性犯罪被害見舞金の支給を受けることができる場合にあっては、前項に規定する遺族見舞金の額から当該見舞金の額を控除する。

- 3 前2項の規定にかかわらず、白井市災害見舞金等支給規則（平成10年白井市規則第9号。以下「災害見舞金等支給規則」という。）に基づき災害弔慰金の支給を受けることができる場合にあっては、第1項に規定する遺族見舞金の額から当該災害弔慰金の額を控除する。

(重傷病見舞金の支給額)

第11条 重傷病見舞金の額は、10万円とする。ただし、当該犯罪被害につき、性犯罪被害見舞金の支給を受けることができる場合にあっては、支給しない。

- 2 災害見舞金等支給規則に基づき傷害見舞金の支給を受けることができる場合にあっては、前項に規定する遺族見舞金の額から当該傷害見舞金の額を控除する。

(性犯罪被害見舞金の支給額)

第12条 性犯罪被害見舞金の額は、10万円とする。

(支援金の種類及び対象者)

第13条 条例第10条の支援金の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、その対象者は、それぞれ当該各号に定める者（犯罪被害

を受けた際、警察に被害を申告しており、当該申告の事実が関係機関への照会等により市長が確認できた場合に限る。)とする。

(1) 遺族支援金 犯罪行為により死亡した者の遺族である者のうち、次条第2項及び第3項の規定により第1順位となる者であって、死亡した日において市民であるもの

(2) 重傷病支援金 犯罪行為により重傷病を負った者であって、犯罪行為があった日において市民であるもの

(遺族支援金の対象者における遺族の範囲及び順位)

第14条 前条第1号に規定する遺族は、犯罪行為により死亡した者の死亡の時ににおいて、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 犯罪行為により死亡した者の配偶者

(2) 犯罪行為により死亡した者が生活を維持していた当該犯罪行為により死亡した者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 第9条第2項から第4項までの規定は、遺族支援金の支給について準用する。この場合において、第9条第2項中「同項第2号、第3号及び第4号」とあるのは「同項第2号」と、「それぞれ当該各号」とあるのは「同号」と読み替えるものとする。

(遺族支援金の支給額)

第15条 遺族支援金の額は、15万円とする。ただし、当該犯罪被害につき、重傷病支援金の支給を受けることができる場合にあっては、支給しない。

(重傷病支援金の支給額)

第16条 重傷病支援金の額は、15万円とする。

(見舞金及び支援金の支給申請)

第17条 見舞金及び支援金(以下「見舞金等」という。)の支給を受けようとする者は、白井市犯罪被害者等見舞(支援)金支給申請書(別記第3号様式)に、次の各号に掲げる見舞金等の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長が添付書類を不要と認める場合は、これを全部又は一部省略することができる。

(1) 遺族見舞金及び遺族支援金 次に掲げる書類

ア 犯罪行為により死亡した者の死亡診断書、死体検案書その他の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し

イ 申請者と犯罪行為により死亡した者の続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書

ウ その他市長が必要と認める書類

(2) 重傷病見舞金及び重傷病支援金 次に掲げる書類

ア 犯罪被害を受けた者が重傷病に該当することが証明できる医師の診断書であって、受傷日、治療期間、入院日数、労務に服することのできない期間及び病名が明記されたもの

イ その他市長が必要と認める書類

(3) 性犯罪被害見舞金 市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、当該犯罪行為による死亡又は重傷病若しくは性犯罪による被害の発生を知った日から1年を経過したとき、又は当該死亡又は重傷病若しくは性犯罪による被害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(見舞金等の支給決定)

第18条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合には、速やかに審査の上、支給の可否を決定し、白井市犯罪被害者等見舞（支援）金支給（不支給）決定通知書（別記第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(住居の復旧に要する費用の助成)

第19条 市長は、住居において犯罪が行われたために、住居が滅失し又は著しく損壊したために居住することが困難となった犯罪被害者等が、犯罪被害による住居の復旧に要する費用について助成するものとする。

2 助成の対象となる費用は、犯罪被害が発生する前の状態に住居を復旧するための修繕費及び汚損等の除去費とする。

- 3 助成の額は、一の犯罪被害について30万円を限度とする。ただし、災害見舞金等支給規則に基づき住家被災見舞金の支給を受けることができる場合にあっては、30万円から当該支給額を控除した額を限度とする。

（住居復旧費用助成金の対象者）

第20条 住居の復旧に要する費用の助成（以下「住居復旧費用助成金」という。）を受けることができる者は、当該犯罪被害において見舞金の支給を受けることができる者とする。

（住居復旧費用助成金の支給申請）

第21条 住居復旧費用助成金を受けようとする者は、白井市住居復旧費用助成金支給申請書（別記第5号様式）に住居の復旧に要した費用を確認できる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、犯罪被害が発生した日から1年を経過したときはすることができない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

（住居復旧費用助成金の支給決定）

第22条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合には、速やかに審査の上、支給の可否を決定し、白井市住居復旧費用助成金支給（不支給）決定通知書（別記第6号様式）により通知するものとする。

（再提訴に要する費用の助成）

第23条 市長は、犯罪被害者等が加害者に対する損害賠償請求権の消滅時効を中断させるための再度の民事訴訟の提起（以下「再提訴」という）の手続きに要する費用について助成するものとする。

- 2 助成の対象となる費用は、再提訴の際に裁判所に対し支払う費用とする。
- 3 助成の回数は、一の犯罪被害について1回の再提訴を限度とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、こ

の限りでない。

- 4 助成の額は、民事訴訟費用等に関する法律（昭和46年法律第40号）の規定に基づき計算した額とし、一の犯罪被害につき、33万円を限度とする。

（再提訴費用助成金の対象者）

- 第24条 再提訴に要する費用の助成（以下「再提訴費用助成金」という）を受けることができる者は、当該犯罪被害において見舞金の支給を受けることができる者とする。

（再提訴費用助成金の支給申請）

- 第25条 再提訴費用助成金を受けようとする者は、白井市再提訴費用助成金支給申請書（別記第7号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 訴訟費用の額を証する領収証その他の支払費用の内容を証明することができる書類

(2) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の規定による申請は、再提訴に係る判決が言い渡された日の翌日から30日を経過したときは、することができない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

（再提訴費用助成金の支給決定）

- 第26条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合には、速やかに審査の上、支給の可否を決定し、白井市再提訴費用助成金支給（不支給）決定通知書（別記第8号様式）により通知するものとする。

（執行手続に要した費用の助成）

- 第27条 市長は、犯罪被害者等が財産開示手続及び第三者からの情報取得手続（以下「執行手続」という）に要した費用について助成するものとする。

- 2 助成の対象となる費用は、執行手続の際に裁判所に対し支払う費用とする。

3 助成の額は、民事訴訟費用等に関する法律の規定に基づき計算した額とし、一の犯罪被害について5万円を限度とする。

(執行手続費用助成金の対象者)

第28条 執行手続に要する費用の助成（以下「執行手続費用助成金」という）を受けることができる者は、当該犯罪被害において見舞金の支給を受けることができる者とする。

(執行手続費用助成金の支給申請)

第29条 執行手続助成金を受けようとする者は、白井市執行手続費用助成金支給申請書（別記第9号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 支払費用の額を証する領収証その他の支払費用の内容を証明することができる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、執行手続の終了した日の翌日から30日を経過したときは、することができない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(執行手続費用助成金の支給決定)

第30条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合には、速やかに審査の上、支給の可否を決定し、白井市執行手続費用助成金支給（不支給）決定通知書（別記第10号様式）により通知するものとする。

(助成金等の支給制限)

第31条 市長は、次に掲げる場合には、助成金、見舞金又は支援金（以下「助成金等」という）の支給をしないものとする。

- (1) 当該犯罪被害につき、他の地方公共団体から同種のもの（千葉県から支給される同種の見舞金を除く。）の支給を受けることができるとき。
- (2) 助成金等の対象者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、助成金等の対象者にも、その責めに帰すべき行為があったと市長が認めるとき。

(3) 助成金等の対象者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき。

(4) 助成金等の対象者が、次のいずれかに該当する行為（イに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）であるとき。

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

(5) 前各号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、支給をすることが社会通念上適切でないと市長が認めるとき。

（助成金等の決定の取消し）

第３２条 市長は、助成金等の支給の決定を受けた者が、次のいずれかに該当すると認めるときは、当該決定を取り消すことができる。

(1) 前条各号のいずれかに該当することが判明したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により支給の決定を受けたとき。

（助成金等の返還）

第３３条 市長は、前条の規定により助成金等の決定を取り消した場合において、既に助成金等が支給されているときは、当該助成金等を返還させるものとする。

（加害者から弁償を受けた際の助成金の返還）

第 3 4 条 助成金の決定を受けた者が、加害者から助成対象費用の弁償を受けたときは、白井市犯罪被害者等助成対象費用弁償報告書（別記様式第 1 1 号）により市長に報告し、既に助成金が支給されているときは、返還を申し出なければならない。

2 市長は、前項の申出を受けたときは、助成金を返還させるものとする。

（補則）

第 3 5 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、この規則の施行後に発生した犯罪被害について適用する。

(表)

別記第1号様式(第5条第1項関係)

白井市一時避難宿泊費用助成金支給申請書

年 月 日

(宛先) 白井市長

(申請者)

住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

電 話 _____

白井市一時避難宿泊費用助成金について、白井市犯罪被害者支援条例施行規則第5条第1項の規定により申請します。

記

1 犯罪被害の状況

2 情報提供の同意

白井市一時避難に係る宿泊費用助成金の支給に必要な犯罪被害者等の個人情報について、白井市(白井市が指名する者を含む)が収集し、提供を受けることに同意します。

☐はい ☐いいえ

3 助成金の返還

申請時点において、白井市犯罪被害者支援条例施行規則第31条に規定する支給制限に該当せず、助成金の受給後に、同条の規定に該当することが判明した場合には、同規則第33条の規定に基づき、受給した助成金について、速やかに返還します。

☐はい ☐いいえ

4 白井市における他の制度の支給要件の確認

白井市配偶者暴力被害者等緊急避難支援等実施規則に基づく緊急一時避難支援により宿泊費の支給を受けることができます。

☐はい ☐いいえ

(裏)

5 申請対象者の確認

申請対象者は次のとおりとなりますので、対象者全員の合意により代表として申請します。

申請者以外の対象者	☐ あり ☐ なし
申請者以外の対象者の氏名	
申請者以外の対象者の住所	
申請者以外の対象者の連絡先	

6 宿泊費用に係る内容

宿泊期間	年 月 日 から	年 月 日
警察補助利用期間	年 月 日 から	年 月 日
申請対象宿泊期間	年 月 日 から	年 月 日
申請対象宿泊費用	1 泊目 : 円、2 泊目 : 円、3 泊目 :	円

7 振込先（申請者名義の口座に限る）

金融機関名	支店名
口座名義人	(フリガナ:)
預金種別	普通 ・ 当座
職員処理欄	口座番号

年 月 日

様

白井市長

印

白井市一時避難宿泊費用助成金支給（不支給）決定通知書

年 月 日付けで申請があった白井市一時避難宿泊費用助成金について、下記のとおり決定しましたので、白井市犯罪被害者等支援条例施行規則第6条の規定により通知します。

記

1 支給区分 支給 ・ 不支給

2 支給決定額 円

3 不支給の理由

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、白井市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、白井市を被告として（訴訟において白井市を代表する者は白井市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(表)

第3号様式(第17条第1項関係)

白井市犯罪被害者等見舞(支援)金支給申請書

年 月 日

(宛先) 白井市長

(申請者)

住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

(犯罪被害者との続柄: _____)

電 話 _____

白井市犯罪被害者等見舞(支援)金について、白井市犯罪被害者支援条例施行規則第17条第1項の規定により申請します。

記

1 犯罪被害の状況

2 情報提供の同意

白井市犯罪被害者等見舞(支援)金の支給に必要な犯罪被害者等の個人情報について、白井市(白井市が指名する者を含む)が収集し、提供を受けることに同意します。

☐はい ☐いいえ

3 見舞(支援)金の返還

申請時点において、白井市犯罪被害者支援条例施行規則第31条に規定する支給制限に該当せず、助成金の受給後に、同条の規定に該当することが判明した場合には、同規則第33条の規定に基づき、受給した助成金について、速やかに返還します。

☐はい ☐いいえ

4 申請する見舞(支援)金の種類

見舞金	☐ 遺族見舞金	☐ 重傷病見舞金	☐ 性犯罪見舞金
支援金	☐ 遺族支援金	☐ 重傷病支援金	

(裏)

5 白井市における他の制度の支給要件の確認

白井市災害見舞金等支給規則に基づく災害弔慰金又は傷害見舞金の支給を受けることができます。

☐はい ☐いいえ

6 振込先（申請者名義の口座に限る）

金融機関名	支店名
口座名義人	(フリガナ:)
預金種別	普通・当座
口座番号	
職員処理欄	

7 第1順位遺族となる者の確認（遺族見舞（支援）金に該当する場合）

被害者の死亡の時ににおいて、親族の状況は次のとおりであり、第1順位遺族となることを確認しています。

配偶者の有無	☐ あり ☐ なし
被害者が生計を維持していた親族	☐ 子 ☐ 養父母 ☐ 実父母 ☐ 孫 ☐ 祖父母 ☐ 兄弟姉妹 ☐ なし
被害者の生計を維持していた親族	☐ 子 ☐ 養父母 ☐ 実父母 ☐ 孫 ☐ 祖父母 ☐ 兄弟姉妹 ☐ なし
その他親族	☐ 子 ☐ 養父母 ☐ 実父母 ☐ 孫 ☐ 祖父母 ☐ 兄弟姉妹
第1順位遺族氏名	☐ 申請者のみ ☐ 複数人該当 ()

8 負傷の状態（重傷病見舞（支援）金に該当する場合）

治療を要する期間	被害が発生した日から 年 月 日まで (日間)
労務に服せない期間	被害が発生した日から 年 月 日まで (日間)
具体的な状態	

年 月 日

様

白井市長

印

白井市犯罪被害者等見舞（支援）金支給（不支給）決定通知書

年 月 日付けで申請があった白井市犯罪被害者等見舞（支援）金について、下記のとおり決定しましたので、白井市犯罪被害者等支援条例施行規則第18条の規定により通知します。

記

1 支給区分 支給 ・ 不支給

2 支給決定額 円

3 不支給の理由

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、白井市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、白井市を被告として（訴訟において白井市を代表する者は白井市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(表)

第5号様式(第21条第1項関係)

白井市住居復旧費用助成金支給申請書

年 月 日

(宛先) 白井市長

(申請者)

住 所 _____

氏 名 _____ 印

電 話 _____

白井市住居復旧費用助成金について、白井市犯罪被害者支援条例施行規則第21条第1項の規定により申請します。

記

1 犯罪被害の状況

2 情報提供の同意

白井市住居復旧費用助成金の支給に必要な犯罪被害者等の個人情報について、白井市（白井市が指名する者を含む）が収集し、提供を受けることに同意します。

☐はい ☐いいえ

3 助成金の返還

申請時点において、白井市犯罪被害者支援条例施行規則第31条に規定する支給制限に該当せず、助成金の受給後に、同条の規定に該当することが判明した場合には、同規則第33条の規定に基づき、受給した助成金について、速やかに返還します。

☐はい ☐いいえ

4 白井市における他の制度の支給要件の確認

白井市災害見舞金等支給規則に基づく住家被災見舞金の支給を受けることができます。

☐はい ☐いいえ

(裏)

5 住居復旧に要する費用に係る内容

住居復旧の内容	
住居復旧の費用	
申請額	

6 振込先（申請者名義の口座に限る）

金融機関名	支店名
口座名義人	(フリガナ：)
預金種別	普通・当座
口座番号	
職員処理欄	

年 月 日

様

白井市長

印

白井市住居復旧費用助成金支給（不支給）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった白井市住居復旧費用助成金について、下記のとおり決定しましたので、白井市犯罪被害者等支援条例施行規則第22条の規定により通知します。

記

1 支給区分 支給 ・ 不支給

2 支給決定額 円

3 不支給の理由

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、白井市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、白井市を被告として（訴訟において白井市を代表する者は白井市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(表)

第7号様式(第25条第1項関係)

白井市再提訴費用助成金支給申請書

年 月 日

(宛先) 白井市長

(申請者)

住 所 _____

氏 名 _____ 印

電 話 _____

白井市再提訴費用助成金について、白井市犯罪被害者支援条例施行規則第25条第1項の規定により申請します。

記

1 犯罪被害の状況

2 情報提供の同意

白井市犯罪被害者等再提訴費用助成金の支給に必要な犯罪被害者等の個人情報について、白井市(白井市が指名する者を含む)が収集し、提供を受けることに同意します。

☐はい ☐いいえ

3 助成金の返還

申請時点において、白井市犯罪被害者支援条例施行規則第31条に規定する支給制限に該当せず、助成金の受給後に、同条の規定に該当することが判明した場合には、同規則第33条の規定に基づき、受給した助成金について、速やかに返還します。

☐はい ☐いいえ

(裏)

4 債務名義

種類	
原告（債権者）等	
被告（債務者）等	
裁判所・公証役場	
事件番号等	

5 再提訴に係る内容

種類	
原告（債権者）等	
被告（債務者）等	
裁判所・公証役場	
事件番号	
再提訴した日	
印紙代	
郵券代	
申請額	

6 振込先（申請者名義の口座に限る）

金融機関名	支店名
口座名義人	(フリガナ：)
預金種別	普通・当座
口座番号	
職員処理欄	

年 月 日

様

白井市長

印

白井市再提訴費用助成金支給（不支給）決定通知書

年 月 日付けで申請があった白井市再提訴費用助成金について、下記のとおり決定しましたので、白井市犯罪被害者等支援条例施行規則第26条の規定により通知します。

記

1 支給区分 支給 ・ 不支給

2 支給決定額 円

3 不支給の理由

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、白井市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、白井市を被告として（訴訟において白井市を代表する者は白井市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(表)

第9号様式(第29条第1項関係)

白井市執行手続費用助成金支給申請書

年 月 日

(宛先) 白井市長

(申請者)

住 所 _____

氏 名 _____ 印

電 話 _____

白井市執行手続費用助成金について、白井市犯罪被害者支援条例施行規則第29条第1項の規定により申請します。

記

1 犯罪被害の状況

2 情報提供の同意

財産開示手続及び第三者からの情報取得手続費用助成金の支給に必要な犯罪被害者等の個人情報について、白井市(白井市が指名する者を含む)が収集し、提供を受けることに同意します。

☐はい ☐いいえ

3 助成金の返還

申請時点において、白井市犯罪被害者支援条例施行規則第31条に規定する支給制限に該当せず、助成金の受給後に、同条の規定に該当することが判明した場合には、同規則第33条の規定に基づき、受給した助成金について、速やかに返還します。

☐はい ☐いいえ

(裏)

4 債務名義

種類	
原告（債権者）等	
被告（債務者）等	
裁判所・公証役場	
事件番号等	

5 今回の申立に係る内容

種類	☐ 財産開示手続 ☐ 第三者からの情報取得手続
申立日時	
印紙代	
郵券代	
申請額	

6 過去に支給された財産開示手続及び第三者からの情報取得手続費用助成金の内容

助成金総額	
-------	--

7 振込先（申請者名義の口座に限る）

金融機関名	支店名
口座名義人	(フリガナ：)
預金種別	普通 ・ 当座 口座番号
職員処理欄	

年 月 日

様

白井市長

印

白井市執行手続費用助成金支給（不支給）決定通知書

年 月 日付けで申請があった白井市執行手続費用助成金について、下記のとおり決定しましたので、白井市犯罪被害者等支援条例施行規則第30条の規定により通知します。

記

1 支給区分 支給 ・ 不支給

2 支給決定額 円

3 不支給の理由

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、白井市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、白井市を被告として（訴訟において白井市を代表する者は白井市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 1 1 号様式 (第 3 4 条第 1 項関係)

白井市犯罪被害者等助成対象費用弁償報告書

年 月 日

(宛先) 白井市長

(報告・申出者)

住 所 _____

氏 名 _____

電 話 _____

加害者から助成対象費用について弁償されましたので、白井市犯罪被害者等支援条例施行規則第 3 4 条第 1 項の規定により、報告及び助成金の返還を申し出ます。

記

1 今回弁償された金額

宿泊費用	
住居復旧費用	
再提訴費用	
執行手続費用	

2 未弁償の残額

宿泊費用	
住居復旧費用	
再提訴費用	
執行手続費用	

3 助成金の交付決定を受けた年月日及び助成金額

宿泊費用	
住居復旧費用	
再提訴費用	
執行手続費用	